

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根3号炉設置変更許可）【8】
2. 日時：令和4年10月21日 13時30分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、小林主任安全審査官、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

システム安全研究部門

酒井技術研究調査官、柴技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

金子主任技術研究調査官、塚本主任技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他7名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

炉心設計部 チーフスペシャリスト 他1名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所3号炉の設置変更許可申請書のうち、炉心解析等に用いる解析コード（LANCR/AETNA）について、令和4年10月11日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【LANCR/AETNA コード説明書】

- LANCR/AETNA コードの適用範囲内に島根3号の設計が包含されることを説明すること。
- PIRT 作成における物理現象の抽出方法に漏れがないとする考え方の説明を充実させること。
- LANCR の PIRT における冷却材密度分布（集合体内ボイド率分布）について、重要度ランキングを M（評価対象に対する影響が中程度と考えられる現象）と評価していることと、重要度ランキングが M であるものの数学モデルを有していない理由の中に「影響は、現行の燃料では限定的である」とあることが矛盾していないか確認し考え方を説明すること。
- 妥当性確認について、評価指標（パラメータ）を明確にし、総合効果試

- 験と個別効果試験のどちらで確認するかが分かるように説明すること。
- AETNA のモデル性能評価表におけるサブクールボイドに係る妥当性確認方法が適切であるか説明すること。
 - LANCR/AETNA で出力されるパラメータのうち、添付書類十の安全解析で使用されるパラメータを網羅的に示すこと。
 - AETNA の PIRT の評価項目の抽出プロセスについて、許認可解析での評価項目との関連を含めて説明すること。
 - 解析コードが有する機能について、島根 3 号の許認可解析に適用しているものと適用していないものを整理し説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし